

# 学校いじめ防止基本方針(鳴滝高等学校定時制夜間部)

## 1 基本方針と目指す生徒像

この方針は、いじめ防止対策推進法に基づき、本校におけるいじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するために定める。

本校においては、全生徒が安心して学び、生活出来る環境をつくるために、思いやりの気持ちを大事にする生徒の育成を目指す。

## 2 いじめの定義 (いじめ防止対策推進法第2条より)

「いじめとは、当該生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じるものをいう。」

※ 具体的ないじめの態様(例)

- ①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。      ③ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ④金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり捨てられたりされる。
- ⑤嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑥パソコンやスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

## 3 いじめの防止

- (1)LHR や集会を通じて、日ごろから相手を思いやる教育を行う。
- (2)計画的に生徒、職員、保護者対象の情報モラルの研修を行う。
- (3)生徒自身がいじめについて考える機会を設ける。(人権教育、生徒会による呼びかけなど)
- (4)学校としての日ごろの取組みが過度な競争にならないように心掛ける。
- (5)分かりやすい授業を心掛け、生徒が自信をもって社会に巣立っていけるように生徒に寄り添った教育に努める。

## 4 いじめの早期発見

- (1)いじめアンケート(年3回)・悩みアンケート(年2回)を活用して、早期発見を心掛ける。
- (2)担任、学年団、生徒支援部、カウンセラー等、生徒・保護者が相談しやすい体制を整える。
- (3)学年会等を通じて生徒の情報交換を密に行う。

- (4)担任や授業担当者は生徒の様子を日ごろから観察し、教職員で情報共有を図るとともに気になる生徒には随時面談を行う。また、カウンセラーと教職員の情報共有も適宜行う。
- (5)学校以外の相談窓口について、長期休業中の心得やポスター等で周知や広報を行う。

## 5 PTA 及び関係機関等との連携

- (1)PTA 理事会、総会などで携帯電話のマナーについて取り上げる。
- (2)体罰調査と共に保護者へのアンケート調査を行い、指導に活用する。
- (3)必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに助言を求める。

## 6 いじめ対策委員会

### (1)構成員

校長、教頭、生徒支援部(主任、副主任、担当者)、教務主任、保健部(主任、副主任)、関係学年次主任、関係担任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、外部関係者。

### (2)年間計画

定期的に年2回(4月・3月)開催。また、いじめ及びそれが推察される事案を把握又は通報を受けた場合に開催する。

## 7 いじめ及びそれが推察される事案が確認された場合

ただちに「いじめ対策委員会」を開き、組織的に対応し、以下の内容を審議する。

### ①事実の確認

加害者、被害者の互いの人権を尊重し、慎重に調査を進める。

②対応に当たっては、県教育委員会や警察等との連携により、迅速かつ適切に対応する。

③加害、被害生徒への対応、保護者への連絡等、具体的な対応について確認する。

いじめ解消の要件〔ア)いじめに係る行為が止んでいること、イ)被害生徒の心身の苦痛を感じていないこと〕を満たすまで被害生徒を徹底的に守り通すとともに、解消している状態に至った場合でも、被害及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する。

④「いじめ根絶」を生徒に訴えかけるとともに、定期的に加害者、被害者と面談し、心のケアに努める。

## 8 重大事態への対応

### (1)重大事態の発生と調査

①重大事態の定義(文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」から)

・いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき(生命心身財産重大事態)

・いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき(不登校重大事態)

※重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識する。

※重大事態については、いじめが早期に解決しなかったことにより、被害が深刻化した結果であるケースが多い。したがって、「疑い」が生じてもおお、学校が速やかに対応しなければ、いじめの行為がより一層エスカレートし、被害が更に深刻化する可能性がある。最悪の場合、取り返しのつかない事態に発展することも想定されるため、重大事態への対応の重要性を改めて認識する。

※被害生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき(人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む)は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。生徒や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。

## ②重大事態の報告

・重大事態を認知した場合、速やかに県教育委員会に報告する。

## ③調査を行う組織

・県教育委員会から必要な指導、人員措置等の支援を仰ぎながら、学校が組織した「いじめ対策委員会」または県教育委員会が設置した機関等において調査を行う。

## ④調査の実施

いつ、誰からおこなわれ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情、生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り客観的・網羅的に明確にする。

## (2)調査結果の報告及び提供

・調査結果の報告は速やかに学校から県教育委員会へ行う。

・いじめを受けた生徒及び保護者に対する情報提供を適切に行う。ただし、生徒のプライバシーや関係者の個人情報保護に十分配慮する。

令和4年1月17日改訂

令和6年5月14日改訂

令和8年4月15日改訂